

daily コラム

2017年8月29日(火)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

必ずしも脱税とは言えない 「所得隠し、海外への所得移転」

読者を誤解に導く記事の定型文

新聞紙上を賑わせる「〇〇国税局は、△△会社の税務調査で、国内で計上すべき所得を海外子会社へ移転したとして、移転価格税制に基づき20××年×月期までの×年間に計約□□億円の申告漏れを指摘していたことが分かった」といった報道は、読者に△△が脱税会社という印象を与える典型的なミスリーディング記事です。理由は、この時点の事実として、脱税というよりも、税務調査での当局の見解が、課税の元となる所得(=儲け)がどちらの国に属するかにつき会社側と相違しているだけだからです。すなわち、△△社は、利益は海外子会社のもものと認識し、一方の国税は日本の親会社のもものとして、認識が違うだけなのです。

移転価格税制とは

企業が海外の関連企業との取引価格(移転価格)を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となります。

移転価格税制は、このような海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常取引価格(独立企業間価格=第

三者取引価格)で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度です。

わが国の独立企業間価格の算定方法は、OECD移転価格ガイドラインにおいて国際的に認められたいくつかの方法に沿ったものとなっています。

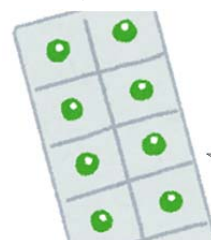
納税者と国税が対立した時は、異議申立による再調査→審査請求(もしくは直接審査請求)→裁判と進んでゆきます。または他国との相互協議を経る場合もあります。

武田薬品工業へ大阪国税局の再挑戦

2017年7月21日の日本経済新聞の朝刊で、大阪国税局が武田薬品工業に5年間で約71億円の申告漏れを指摘したという報道がされました。過去2006年に同じような申告漏れが指摘されましたが、結局、この課税漏れは取り消されています。

移転価格の算定方法も、2011年(平成23年)に、ベストメソッドルール(=その会社にとって最適な方法で価格を算定すること)に変わっています。その影響か、それ以外の要因もあったのかは不明ですが、大阪国税局は再挑戦してきました。

移転価格税制は、基本的には、国と国との税金の分捕り合いです。税収がマイナスとなり国税も必死になっているのでしょう。



どこからどこまで
が日本の利益でど
こから海外の利益
なのか?

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

1. 「武田71億円申告漏れ、国税指摘、独子会社と取引巡り、再調査申請へ。」(2017/07/21 日本経済新聞 西部朝刊 社会面 17ページ)

武田薬品工業が大阪国税局の税務調査を受け、国内で計上すべき所得を海外子会社に移転したとして、移転価格税制に基づき2015年3月期までの5年間に計約71億円の申告漏れを指摘されたことが20日、関係者への取材で分かった。追徴税額は過少申告加算税などを含めて約28億円。同社は全額納付したが、再調査を申し立てる方針。

関係者によると、ドイツ子会社との高血圧治療剤の取引を巡り、子会社から本体に支払われた販売代金が少なく、本来得るべき利益を国外に移転させたと認定されたもようだ。同社は今後、国税側に再調査を申請するほか、日本とドイツで二重課税が起きているとして、両国の当局同士で協議するよう求める。

大阪国税局は06年にも、同社と米国の合弁会社との医薬品取引を巡り、05年3月期までの6年間で計約1223億円の申告漏れを指摘。同社は追徴課税された約571億円を全額納付した上で異議を申し立て、最終的に全額が取り消された。

移転価格税制は企業が海外の関連会社と取引する際、価格を操作して国内の所得を圧縮し、納税額を少なくするのを防ぐための制度。国税当局と企業側の見解が異なるケースもあり、企業側が不服を申し立てることも少なくない。

2. 「ホンダ、二審も国に勝訴、移転価格税制、75億円課税取り消し。」(2015/05/14 日本経済新聞 朝刊 38ページ)

ホンダが、海外子会社との取引を巡って「移転価格税制」に基づく追徴課税の取り消しを国に求めた

訴訟の控訴審判決で、東京高裁（杉原則彦裁判長）は13日、約75億円の課税処分を取り消した一審・東京地裁判決を支持し、国側の控訴を棄却した。課税処分が取り消された場合、ホンダへの還付に上乘せされる加算金は現時点で30億円を超えているとみられる。

移転価格税制を巡っては、取引価格の適正さや利益の算定方法について税務当局と企業の主張が対立するケースが多く、武田薬品工業に対する約571億円の課税が全額取り消しになった例などがある。

判決などによると、東京国税局は2004年、ブラジル・マナウス市にあるホンダの現地子会社の二輪車製造販売事業の利益の一部について「親会社の日本側に帰属すべきだった」として追徴課税。ホンダが不服として提訴していた。

杉原裁判長は判決理由で「(現地子会社が受けていた)ブラジルの税の優遇措置は子会社の利益率に重要な影響を及ぼす」と指摘。一審の判断と同様、同国内で税優遇を受けていない同種企業と比較して課税対象の利益を計算した東京国税局の手法を誤りだと結論づけた。今回の判決について、ホンダは「弊社の主張が認められたものと理解している」とコメント。東京国税局は「国側の主張が認められず大変、遺憾。現在、関係機関と上訴するかどうか判決文を検討中」としている。

3. 移転価格の算定方法（租税特別措置法66条の4②）

基本3法…独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法

その他の方法…取引単位営業利益法、利益分割法(比較利益分割法、寄与度利益分割法、残余利益分割法)